

## 企画業務型裁量労働制 就業規則の規定例

第〇条 当社は、労働基準法第38条の4に基づき、労使委員会が設置された事業場において、当該委員会がその委員の5分の4以上の多数による議決による決議（以下「決議」という。）で定める範囲に属する労働者であって、決議で定める同意を得た者（以下「裁量労働制対象労働者」という。）に適用する。

- 2 前項の同意は、決議の有効期間ごとに個々の労働者から企画業務型裁量労働制の適用を受けることに関する同意書に署名を得る方法によるものとする。
- 3 裁量労働制対象労働者が、所定労働日に勤務した場合には、第〇条に定める就業時間及び実際の労働時間に関わらず、決議で定める時間労働したものとみなす。
- 4 始業・就業時刻は、第〇条で定める所定時刻を基本とするが、裁量労働制対象労働者の裁量により具体的な時間配分を決定するものとする。
- 5 休憩時間は、第〇条で定めるところによる。
- 6 休日は第〇条で定めるところによる。
- 7 裁量労働制対象労働者が、休日又は深夜に労働する場合については、あらかじめ所属長の許可を受けなければならないものとする。
- 8 前項により、許可を受けて休日又は深夜に業務を行った場合、会社は、賃金規程の定めるところにより割増賃金を支払うものとする。
- 9 その他就業規則に定めのない事項については、別添の決議に定めるところによる。